

青沼村 村有林野管理規程

第1条 本村有林野は本規程により、これを管理保護するものとする

第2条 本村民は常に村有林野を愛護し、植栽と天然生とを問はず、いやしく林木その他地上産物の生育を阻害するがごとし行為無きを期すべし。殊に許可を受けたる場合の他、林内において木炭の製造をなすべからず

第3条 植栽地及び天然造林地は必要により管理者において一般の入林を禁止するものとする

第4条 林野内に火災のおそれあることを知り又は盗伐その他の災害を知りたる者は村役場又は警察官吏に急報したるに防衛の方法を講ずべし
但し火災の場合においては警鐘を打つ等その他便宜の方法により一般に周知せしむべし

第5条 前条の警報を知りたるものは直ちに急行して防衛に努むべし

第6条 林野内の下刈り区域及び時期は毎年管理者に於いて決定し、あらかじめ公示するものとする

第7条 林野保護に関し功勞ありたる者には左の區別に従い金員を贈与す
1 火災を知らしめ災害を未發に防止したるものには金五十錢以上金三圓以下
2 盗伐その他規程違反者を知らしめたるものには金一圓以上金五圓以下

第8条 第2条に違反し又は第4条、第5条の義務を怠りたる者には村有林に関し共有すべき權利の一部または全部を剥奪することあるべし

附則

本規程は大正六年（1917年）3月27日より施行す
大正六年3月27日設置

